

(1) 復興特別所得税の概要
 復興特別法人税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、預金や債券の利子、株式や投資信託の配当金及び売却益等から生ずる額に対して2・1%を乗じた額が追加で課税されます。

(2) 復興特別法人税の概要
 復興特別法人税は、平成27年3月31日までの間で、最初に開始する事業年度から3事業年度を経過する時まで、各事業年

度の所得に対する法人税率に対しても10%の税率を乗じた額が追加で課税されます。
 ①復興特別法人税は、法特別法人税から控除できる
 ②復興特別法人税が還付される場合、納付することができることとされおり、利子や配当等の所得がある場合、それに課税された復興特別法人税を差し引き後の額を納付する事ができるとされています。

※(計算例1)
 法人税額：1,000,000円
 復興特別法人税：100,000円 (法人税額×10%)
 復興特別所得税：20,000円 (所得税額×2.1%)
 納税する復興特別法人税：80,000円
 (復興特別法人税-復興特別所得税)

(3) 復興特別所得税の控除及び還付を受けるのに必要な手続き
 復興特別法人税から控除しきれない復興特別法人税は、当該部分について還付を受ける事ができます。
 その場合、控除しきれない復興特別法人税は、當該部分に記載する必要があります。また、法人税額がない場合は、法人税申告書に控除を受けるべき金額を記載し、その

A (1) 復興特別所得税の概要

復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、預金や債券の利子、株式や投資信託の配当金及び売却益等から生ずる額に対して2・1%を乗じた額が追加で課税されます。

①復興特別法人税は、法特別法人税から控除できる
 ②復興特別法人税が還付される場合、納付することができることとされおり、利子や配当等の所得がある場合、それに課

税された復興特別法人税を差し引き後の額を納付する事ができるとされています。

※(計算例2)
 法人税額：1,000,000円
 復興特別法人税：100,000円 (法人税額×10%)
 復興特別所得税：120,000円 (所得税額×2.1%)
 還付できる復興特別法人税：20,000円
 (復興特別所得税-復興特別法人税)

Q 私は、資産管理会社で、金融商品を運用しております。配当金や預金利息には平成25年1月1日から、所得税に加えて復興特別法人税が課税されるのは知っていますが、復興特別法人税は法人税から控除できると聞きました。

概要について教えて下さい。

所得税・法人税編

小谷野先生



証券税制 Q & A

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>